

議第49号

三島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案

三島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三
島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」とい
う。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」
に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の
部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協
力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に
定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A
型、同条に規定する小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号にお
いて「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者
等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「いずれにも」を「いずれか
に」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改め
る。

(1) 当該家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、
次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めること。

ア 当該家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の
分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が当該家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めること。

ア 当該家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

三島市長 豊 岡 武 士